

## 大田市障がい者活躍推進計画

機関名	大田市	
任命権者	大田市長	
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）	
大田市における障がい者雇用に関する課題	障害者雇用促進法の趣旨に則り、障がい者の採用に努めているところであるが、任用期間に定めのある非常勤職員の退職に伴い、法定雇用率の達成が困難となる場合がある。	
目標		
採用に関する目標	<b>【実雇用率】</b> 令和6年6月1日 2.6% （参考）令和元年6月1日時点の実雇用率 2.5% （評価方法）毎年任免状況通報により把握・進捗管理	
ワークエンゲージメントに関する目標	初年度の基準を上回る （評価方法）在籍する障がい者（新規採用を除く）に対し、アンケート調査を実施し、把握・進捗管理	
取組内容		
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備		
(1)	組織面	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がい者雇用推進者として総務部人事課長を選任する。</li> <li>○障害者職業生活相談員を選任する。</li> <li>○組織外の関係機関（公共職業安定所、就労支援センター等）と連携し、情報共有を図る。</li> </ul>
(2)	人材面	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者職業生活相談員に選任されたものに、島根労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</li> <li>○障がい者に対する職員理解を深めるため、職員研修を実施する。</li> </ul>
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出		
		○障がい者の新規採用時又は人事異動時、その他定期的に面談を行い業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて業務の見直し等を検討する。

3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理		
(1)	職務環境	○障がい者への定期的な面談を行い、要望事項の把握に努めるとともに、可能な範囲で必要な措置を講じる。
(2)	募集・採用	○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。</li> <li>・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</li> </ul>
(3)	働き方	○年次有給休暇や私傷病休暇など各種休暇の利用を促進する。
(4)	キャリア形成	○本人の希望等を踏まえつつ、意識や能力の向上に向けた研修に参加させる。
(5)	その他の人事管理	○定期的な面談の設定及び必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。
4. その他		
		○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。